

平成 27 年 6 月  
特 許 庁

## 1. 改正の背景

現在、特許庁に対して住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 4 第 1 項の住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）を利用して特許出願を行う場合、電子出願システム上、住基カードに格納された「電子証明書」（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 3 条第 1 項）を用いて電子署名を付与している。

平成 28 年 1 月（予定）に、住基カードに代わって個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項）が導入されるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号。以下「整備法」という。）によって公的個人認証法が改正される。この改正により、公的個人認証法の題名が変更されるほか、現在の「電子証明書」が「署名用電子証明書」（整備法第 31 条による改正後の公的個人認証法第 3 条第 1 項）に名称変更される。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）第 13 条第 2 号において、公的個人認証法の題名及び電子証明書を引用していることから、この改正に伴って、同号を改正する必要がある。

## 2. 具体的な改正内容

### (1) 公的個人認証法の題名変更への対応

整備法第 31 条の規定による改正により、特例法施行規則第 13 条第 2 号が引用する公的個人認証法の題名が変更されることから、題名変更に合わせて同号を改正する。

### (2) 電子証明書の名称変更への対応

整備法第 31 条の規定による改正により、特例法施行規則第 13 条第 2 号が引用する公的個人認証法第 3 条第 1 項の「電子証明書」が、公的個人認証法の改正に伴って「署名用電子証明書」と変更されることから、この変更に合わせて特例法施行規則第 13 条第 2 号を改正する。

## 3. 経過措置の要否

整備法第 32 条第 1 項において、同法第 31 条による改正前の公的個人認証法の規定に基づいて発行された「電子証明書」は改正後の公的個人認証法の規定に基づいて発行された「署名用電子証明書」とみなすことが規定されているため、本省令においては経過措置に関する規定を要しないと考えられる。

## 4. 施行期日等

公布日：平成 27 年 6 月 22 日

施行日：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

※上記 2 の改正に係る整備法第 31 条の規定の施行日

## ○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号）

（特定手続の方法）

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、識別番号を電子計算機から入力し、かつ、第十条の二第一項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次の各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。ただし、第十条の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合にあっては、識別番号を電子計算機から入力することを要しない。

一 （略）

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三 （略）

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）

※整備法第31条の規定による改正前の条文

（電子証明書の発行）

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事に対し、自己に係る電子証明書（利用者署名検証符号が当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）

※整備法第31条の規定による改正後の条文

（署名用電子証明書の発行）

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

第三十一条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

（中略）

第三条の見出しを「（署名用電子証明書の発行）」に改め、同条第一項中「当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書（利用者署名検証符号が当該利用者に係る）」を「署名用電子証

明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者の」に改め、同条第三項中「利用者確認」を「署名利用者確認」に改め、同条第四項を次のように改める。

（後略）

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 第三号施行日前に前条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（以下この条において「旧公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書（以下この条において「電子証明書」という。）は前条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「新公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定により機構が発行した署名用電子証明書と、旧公的個人認証法第十四条に規定する発行者署名符号は新公的個人認証法第十四条に規定する署名用電子証明書発行者署名符号とみなす。ただし、電子証明書の有効期間については、なお従前の例による。

2～10 （略）

附 則

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 （略）